

(仮称)知多市防災及び減災を推進する基本条例(案)パブリックコメント提出意見と議会の考え

No.	該当部分	意見の要旨	議会の考え
1	第2条 定義	・(1)～(10)の各小見出しの後に「とは、」または、「＝」「…」を加えたほうが見やすい。	・定義の書き方につきましては、一般的な法令の表記方法に従っています。
2		・避難所と避難場所を混同されている方も見えるので、定義に避難所を追加してはどうか。 提案:避難所 災害救助法に基づいて避難所としての建物構造等の適格要件を備えていると市が認めて指定し、かつ避難所開設時に開設運営に当たる市職員を派遣し、さらに支援物資の配給拠点とする場所をいう。	・「避難所」という用語については災害対策基本法に定義されており、本条例においてもその定義を踏襲しています。そのため、本条例に独自の定義規定を設ける必要はないと考えます。しかしながら、御指摘のとおり、避難所と避難場所の区別については、記述する必要があると考えますので、現在検討している本条例の逐条解説に記述していきます。
3	第3条 基本理念	・「次に掲げる理念に基づき、」の後ろに「それぞれの役割を果たし、協働により」という文章を入れたほうが、市全体として一体感が生まれるものと思います。	・前文において「市民、自主防災組織、事業者、市及び議会が、それぞれの責務や役割を十分理解し、これらが一体となって、災害に立ち向かう強い決意を明確に示し、相互に連携、協働し」と規定しております。
4	第4条 地域防災計画への反映	・突然「法第16条」の用語が登場する。同様の記載は第14条でも見られるが、根拠法名を明記すべきであろう。	・第2条第6号において「災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)」と規定しており、これ以降にある「法」という表記は全て災害対策基本法を指します。
5	第6条 自主防災組織の責務	・自主防災組織の責務を追加してはどうか。 提案:コミュニティ自主防災組織は、学校等施設管理者や市と避難所開設・運営について適宜協議し、準備しておかなければならない。 また、同時に避難所開設運営における役割ごとに、コミュニティ内の誰を当てるかを、年度ごとに指名しておかなければならない。 なおこの場合、台風等風水害の場合と大地震災害の場合との開設手順の違いを明確にしておかなければならない。	・本条例は、第1条に規定しているとおり「防災対策についての基本理念」を定めるとともに、災害予防対策等に関する「基本的事項」を定めることを目的としています。御意見をいただいた内容については、避難所の開設及び運営における今後の運用に係る内容と考えますので、参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。
6		・地域防災計画がほとんど周知されていないのではと危惧しています。知多市の防災を進めるために最も重要な地域防災計画について記述してはどうか。 提案:「(2)防災知識の普及及び防災訓練」の次に「特に、知多市地域防災計画を理解し、周知に努める」を追記する。	・御提案のように、地域防災計画は本市の防災を推進する上で最も重要な計画と考えております。「防災知識の普及」にこの計画の周知も含まれると考えておりますので、今後、同計画を様々な機会を捉えて周知するよう関係部署へ伝えてまいります。
7	第8条 市の責務	・継続的に防災に携わる人材の確保が課題であるため、次のように提案する。 ・また、災害ボランティアと自主防災組織は性質的に異なるものであるため、別号として独立させるよう提案する。 現行:(11) 自主防災組織、災害ボランティア等が活動しやすい環境の整備 提案:(11) 継続的防災メンバーの育成及び自主防災組織等の活動を行いやすい環境の整備 (12) 災害ボランティアの受入態勢の整備	・御提案のあった災害ボランティアの受入態勢の整備については、第12条第2項に規定されています。継続的に防災に携わる人材の確保については、条例への規定までは考えておりませんが重要な課題であると考えますので、参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。
8		・市の責務に避難所開設について明記してはどうか。 提案:市は避難所を開設し、倒壊するなどして家屋を失った市民や傷病者などを収容する。また、避難所では、飲料水、食糧その他必要な物資の配給に努めることとする。	・避難所の開設につきましては、災害対策基本法において市の義務として位置付けられておりますので、本条例においてあえて規定する必要はないと考えます。
9		・第3項は「市の責務を果たすよう最大限努力した上で」市民の協力を得るといった意味の内容を加える必要があると考えます。	・本条例は、市民等、市及び議会のそれぞれが防災に関する基本的責務を有することを基本理念としております。市の責務のみをことさらに強調する規定を設けることは、この基本理念にそぐわないものと考えます。
10		・地域防災計画がほとんど周知されていないのではと危惧しています。知多市の防災を進めるために最も重要な地域防災計画について記述してはどうか。 提案:「(8)市民等に対する防災知識向上のための啓発」の次に「特に、知多市地域防災計画を自主防災組織の会長等に周知する」を追記する。	・御提案のあった地域防災計画の周知についてですが、「防災知識の普及」にこの計画の周知も含まれると考えておりますので、今後、同計画を様々な機会を捉えて周知するよう関係部署へ伝えてまいります。
11		・自主防災会会長等は、大災害時には大変重要な役割を行うことになるため、確実に活動できる組織を作るため適切な教育を実施することが必要であると考えます。 現行:(11) …が活動しやすい環境の整備 提案:(11) …が活動しやすいように支援する。特に、自主防災会の会長等の教育機会を設ける。	・御提案のあった大規模災害時に重要な役割を担う方への防災知識の普及については、今後の防災減災活動の参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。
12	第9条 議会の責務	・第4項において、市の防災・減災対策の執行の監視及び評価に努めなければならないとありますが、かなりの見識と実践経験が必要だと思います。その決意を具体的に示さなければ市民は議会の実力を信じないと思います。(例)議員全員が日本防災士機構認定の防災士資格取得と、より実践的な対応訓練に努めることなど。	・本市議会では、毎年、市の総合防災訓練にあわせ、議会としても防災訓練を実施しております。また、昨年は議員全員で普通救命講習を受講するなどの取り組みを実施しています。今後も機会を捉え、防災に関する見識を深めてまいります。

No.	該当部分	意見の要旨	議会の考え
13	第11条 防災知識の普及等	・第3項において、防災に関する教育の推進は大変重要なことですが、報告書類関係が多く、多忙な教職員にさらに負担を強いることになるので、日本防災士機構認定防災士等専門知識と実践能力にある専門家がサポートできる体制の整備が重要かと思いません。	・本条例は、第1条に規定しているとおり「防災対策についての基本理念」を定めるとともに、災害予防対策等に関する「基本的事項」を定めることを目的としています。御意見をいただいた内容につきましては、本条例に基づく具体的な防災減災対策の参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。 ・なお、本条文は、市の職員が地域に出向いて活動を行うことなどを想定した規定であり、御意見のように学校の教員等の負担増につながるものではありません。
14	第12条 自主防災組織及びボランティアに対する支援等	重要な箇所が明確に表示されています。実際には、この実現を担保する準備、施策、訓練が必要とされます。	・御意見のとおり、必要な施策を推進するとともに、関係部署にも施策を推進するよう伝えてまいります。
15		・災害ボランティアを受け入れるために、災害ボランティアコーディネーターを養成しておく必要があることや、必要な資機材の備蓄等についても記述が必要ではないか。 現行：(自主防災組織及びボランティアに対する支援等) 市は、災害発生時に、ボランティア活動が円滑に実施されるよう人材の確保及びボランティアの受入態勢の整備に努めなければならない。 提案：(自主防災組織への支援及び災害ボランティアコーディネーターの育成) 市は、災害発生時に駆けつけてくる多数の災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターを育成するとともに必要資機材の備蓄または調達に目処をつけておかねばならない。	・御提案のあった災害ボランティアコーディネーターの育成については、第12条第2項に追加してまいります。
16	第16条 避難対策	・災害発生時に住民を避難所へ避難誘導するに当たって、防災に関する機関及び団体と連携しとあるが、実務的に無理なことを要求しています。避難行動の留意点は、あらかじめ、予定経路の安全確認をしておくらいのこしかありません。 現行：自主防災組織は、防災に関する活動を行う機関及び団体と相互に連携し、災害時における市民の避難誘導に努めるものとする。 提案：町内会等の自主防災組織は、避難所までの予定経路を事前に安全確認した上で、市民の避難所までの避難誘導をすることとする。	・御意見を踏まえ、本条第6項を修正いたします。
17	第17条 避難所運営	・地域活動への参加経験のない個人がいきなり避難所運営に参加するのは、混乱を招く火種となりかねません。避難所運営を円滑に進めるためには、町内会長やコミュニティ組織関係者など協力姿勢があり指導力もありそうな人物を探し出して早期に運営組織を立ち上げるよう促し、運営をゆだねることが求められます。 現行：市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。 提案：避難所入所者は、町内会等地域住民自治組織での指導者等経験者を中心に、避難所入所者どうしの自主的運営組織をできるだけ早期に立ち上げるよう努めるものとする。	・御指摘のとおり、現実にはそのような人物が中心となって運営組織を構築することで避難所の運営を円滑に行うことができる場合もあると考えられますが、本条は避難所に滞する全ての市民に協力を促すことを趣旨としておりますので、このような規定としております。なお、市において作成している避難所運営マニュアルでは、「避難所の運営を、避難所を利用する人が自主的に行うことができるよう、地域の役員や自主防災会の長など避難所を利用する人の代表者……(中略)……などで構成する避難所運営委員会を設置」することとされております。
18		・地域防災計画では、実際の避難所の開設は知多市の職員または学校職員が開設することになっていますが、災害発生時には対応できないと思いますので、市民等の協力を得て開設することを明確にすべきと考えます。	・地域防災計画の改訂の際に参考とさせていただきよう、執行部に働きかけてまいります。
19	第18条 緊急輸送の確保	・道路啓開という言葉は一般市民にはわかりにくいので、平易な表現に改めたほうがよい。 現行：市は、災害発生時に応急対策を円滑に実施するため、関係機関と連携し、道路啓開及び車両等の調達に関し措置を講じ、緊急輸送が円滑に行えるよう努めるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体と調整を行うよう努めなければならない。 提案：市は、災害発生時に応急対策を円滑に実施するため、関係機関と連携し、道路上の障害物を除去し、又は道路そのものが損壊した場合は速やかに復旧が図れるよう措置を講じ、さらには車両等の調達に関する措置や、緊急輸送が円滑に行えるよう努めるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体と調整を行うよう努めなければならない。	・御意見を踏まえ、「道路啓開」の後に定義規定を追加いたします。
20	第20条 復興対策	・災害ボランティアセンターの複数化について検討することが望まれる。 現行：市民等は、市の実施する復興事業に協力し、ともに推進するよう努めるものとする。 提案：市は、知多市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設準備を委託するものとし、東部地区や他の地区でも災害ボランティアを直接受け入れることができるよう検討を促すものとする。 第4項 市民等は、市の実施する復興事業に協力し、ともに推進するよう努めるものとする	・条例への規定までは考えておりませんが、御提案のあった災害ボランティアセンターの複数化については、参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。

(仮称)知多市防災及び減災を推進する基本条例(案)パブリックコメント提出意見と議会の考え

No.	該当部分	意見の要旨	議会の考え
21	その他	・第6章として、二次災害防止対策を明記することが望まれます。	・御意見を踏まえ、第6章としてではなく、第8条第2項に市の責務として二次災害の防止対策を追加いたします。
22		・「条例の制定は「災害に強い安全で強靱なまちづくり」を推進するための基本となる“理念と決意”を示すもの」と謳っています。そのことにおいて、完璧で立派な条例(案)であると思います。あとは、実践のための具体的細則をそれぞれの部署において設定することが肝要だと思います。	・御意見のとおり、各部署において個別具体的な施策が実施されるよう、市に促してまいります。
23		・知多市の地理的条件等を踏まえ、第2の支援物資集積所とボランティアセンターの開設を提案する。	・御提案のあった第2の支援物資集積所等の開設については、今後の防災減災対策の参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。
24		・知多市は、諸官庁、公的施設が集まった主要部がそうした脆弱性地盤に立地しているため、沿岸地域の各地域ごとに安全確保の手立てを検討し、それぞれに必要な対策を立てる必要がある。本条例案ではそのための具体策が見当たらないので、補強する必要がある。とくに沿岸住民の具体的な避難方法を明示するとともに、高所への避難訓練の強化などを条例にも記載するべきではないか。	・条例への規定までは考えておりませんが、御提案のあった避難方法及び避難訓練については、今後の防災減災対策の参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。
25		・実際のセンター開設予定場所での訓練は(筆者の知る限りでは)まだ行われていないし、名鉄常滑線が不通になった場合のボランティアセンター開設場所をどうするかは、話し合われた形跡がない。このままでは、実際に災害が起きた後で開設場所を探す事態に陥りかねないのでは何らかの形で条例にも盛り込むべきであろう。	・条例への規定までは考えておりませんが、想定外の事態を考え、今後の参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。
26		・被災から72時間は被災者を生きて救出できる貴重な時間であり、この時間帯を担えるのは地元ボランティアしか期待できない。また、避難所の夜間警備、とりわけトイレ周辺の夜間警備は欠かせない。この時間帯は、原則として外部ボランティアはいない時間帯であり、地元ボランティアで担わざるを得ない事案である。この種の、地元民でないと務まらない仕事が多数発生する。しかもそれぞれの避難所に交代要員を含めて、確保できる体制を整える必要がある。そこで、「地元ボランティア」を早急に1,000人程度養成する計画を立てるべきであり、本条例案にも何らかの形で盛り込むように要請する。	・条例への規定までは考えておりませんが、御提案のあった地元ボランティアの養成については、今後の防災対策の参考とするよう関係部署へ伝えてまいります。
27		・2ページの第2条「(5)事業者」には個人も入っているが、「(4)市民」と同一で居住地が異なる場合、5ページの第7条「事業者の責務」1(9),2(2)(3)の責任範囲は、いつまで、どこまでを求められるものなのかを具体的に示していただきたい。従業員、顧客の帰宅又は避難が完了した時点で、4ページ第5条「市民の責務」に移行してよいのかどうか不明確です。第7条に個人事業者のうち知多市民である者の特例のような形で明示していただくよう検討していただきたい。	・本条に規定されている責務をどこまで果たすことができるかは、事業の規模や形態によって、事業者ごとに異なると考えられます。各事業者が自らの判断に基づき、できる範囲のことをしていただきたいと考えております。